

リスク委員会規程

(目 的)

- 第 1 条 この規程は、「組織規程」に基づき、リスク委員会の運営について必要な事項を定める。
2. リスク委員会は、その活動を通じて、取締役会による野村グループのリスク管理の監督を補助し、リスク管理の高度化に資することを目的とする。

(構 成)

- 第 2 条 リスク委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役（以下、「委員」という。）を以て構成する。
2. リスク委員会は、委員 3 名以上で構成し、その過半数は社外取締役でなければならない。
 3. リスク委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する社外取締役とする。

(開 催)

- 第 3 条 リスク委員会は、1 年に 4 回以上開催する。

(開催の場所)

- 第 4 条 リスク委員会は、本店において開催する。但し、必要ある場合には、他の場所で又は複数の場所において電話会議等の方法を用いて開催することができる。

(招 集)

- 第 5 条 リスク委員会は、委員長が招集する。但し、他の委員が招集することを妨げない。

(通 知)

- 第 6 条 リスク委員会を招集する委員は、各委員に対し会日より 2 日前までに、その通知を発するものとする。
2. 委員全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで、リスク委員会を開催することができる。

(議 題)

- 第 7 条 リスク委員会の議題は、予め各委員に通知するものとする。但し、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

(議 長)

- 第 8 条 リスク委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故あるときは、他の委員の協議の上、これを定める。

(決 議)

- 第 9 条 リスク委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数を以て行う。
2. 前項の決議につき特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
 3. 次条第 2 項に掲げる事項について決議の提案を行う場合において、当該提案につき議決に

加わることができる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨のリスク委員会の決議があったものとみなす。

(審議事項)

第 10 条 リスク委員会の審議事項は、次の各号とする。

- ① リスク・アペタイト・ステートメントの改廃
- ② リスク管理フレームワークの変更
- ③ リスク環境の分析・検証結果および今後の予測
- ④ リスク管理全般の執行状況および中長期的なリスク戦略
- ⑤ その他委員長が必要と認める事項

2. リスク委員会は、前項第 1 号及び第 2 号の内容を執行役が決定するにあたり、その内容について同意を行う権限を有するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 11 条 リスク委員会には、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、その報告と意見を聞くことができる。

2. 前項の規定によりリスク委員会に出席する者は、リスク委員会に対し、リスク委員会が求めた事項について説明しなければならない。

(議事録)

第 12 条 リスク委員会の議事については、議事の経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、出席した委員が署名又は記名捺印するものとする。

2. 第 9 条第 3 項の規定によりリスク委員会の決議があったものとみなされた場合には、当該事項の内容を記載した議事録を作成し、議事録を作成した委員が、これに署名又は記名捺印するものとする。
3. 議事録は、リスク委員会の日から 10 年間本店に備え置くものとする。
4. 取締役は、リスク委員会の議事録について、閲覧又は謄写をすることができる。

(欠席委員に対する通知)

第 13 条 リスク委員会の決議の結果は、欠席した委員に通知するものとする。

(取締役会への報告)

第 14 条 リスク委員会の委員長は、リスク委員会の職務の執行の状況を、取締役会に、報告するものとする。但し、当該事項を当該委員が取締役の全員に対して通知したときは、取締役会において報告することを要しないものとする。

(リスク委員会への報告の省略)

第 15 条 前各条の定めにかかわらず、本規程の定めによりリスク委員会に報告すべきとされた事項を取締役又は執行役が委員の全員に対して通知したときは、当該事項をリスク委員会において報告することを要しないものとする。

2. 前項の場合には、リスク委員会において報告することを要しないものとされた事項の内

容を記載した議事録を作成し、委員の全員が、これに署名又は記名捺印するものとする。

制 定 2021年 10月 29日

改正年月日

2022年 5月 20日